

尼崎市墓園の設置及び管理に関する条例施行規則

平成22年10月29日

規則第43号

改正 平成24年7月6日規則第65号

尼崎市墓園条例施行規則(昭和38年尼崎市規則第59号)の全部を改正する。

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、尼崎市墓園の設置及び管理に関する条例(昭和37年尼崎市条例第3号。以下「条例」という。)第8条、第9条第1項、第11条第2項、第12条第1項各号列記以外の部分及び第1号、第14条第3項及び第5項、第15条第1項及び第4項、第16条第4項、第19条各号列記以外の部分及び第4号、第20条第1項、第21条第1項、第25条第2項ただし書、第29条並びに第36条の規定に基づき、墓園の管理について必要な事項を定めるものとする。

(墓地の使用者の公募)

第2条 条例第8条の規定による墓地の使用者の公募は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 市報あまがさきへの掲載
- (2) その他市長が適当と認める方法

2 市長は、前項の公募を行うに当たっては、墓地の位置、区画数、規格、当初使用料及び年間使用料の額、使用申込みの方法その他必要な事項の概要を、同項各号に掲げる公募方法に応じ、必要かつ可能な範囲で公表するものとする。

(使用申込み)

第3条 条例第9条第1項の規定による使用申込みは、使用を希望する区画その他必要な事項を記載した使用申込書に市長が必要と認める書類を添えて行わなければならない。

(条例第11条第2項の規則で定める場合)

第4条 条例第11条第2項の規則で定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 使用予定者が墓地の使用を辞退する旨を市長に申し出たとき。
- (2) 許可使用者が、使用許可を受けた墓地の区画において条例第12条第4項に規定する行為に着手せずに、条例第21条第1項の規定により当該墓地を返還したとき。
- (3) 条例第22条第1項(第4号及び第5号に該当する場合を除く。)の規定による使用許可の取消し及び墓地の明渡しの請求を受けた者が、使用許可を受けていた墓地の区画において条例第12条第4項に規定する行為に着手せずに、条例第22条第3項の規定により当該墓地を明け渡したとき。

(条例第12条第1項各号列記以外の部分の規則で定める日数)

第5条 条例第12条第1項各号列記以外の部分の規則で定める日数は、40日とする。

(条例第12条第1項第1号の規則で定める書類)

第6条 条例第12条第1項第1号の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 使用申込者の住民票の写し
- (2) 戸籍謄本等
- (3) 火葬に関する証明書で墓地に埋葬しようとする遺骨に係るもの(他の墓地又は納骨堂に遺骨がある場合は、当該墓地又は納骨堂の所有者又は管理者が発行する納骨に関する証明書)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(平24規則65・一部改正)

(当初使用料の増加額)

第7条 条例第14条第3項の規定による当初使用料の増額によるその増加額は、別表第1のとおりとする。

(当初使用料の端数計算)

第8条 条例第14条第5項の規則で定める当初使用料の額の端数計算は、次の各号に掲げる場合において、その端数を切り捨てることにより行うものとする。

- (1) 条例第14条第2項の規定により当初使用料の額を算定する場合(その算定をした後に

同条第3項又は第4項の規定により算定する場合を除く。)において、1円未満の端数があるとき。

(2) 条例第14条第3項の規定により当初使用料の額を算定する場合(その算定をした後に同条第4項の規定により算定する場合を除く。)において、1円未満の端数があるとき。

(3) 条例第14条第4項の規定により当初使用料の額を算定する場合において、1円未満の端数があるとき。

(条例第15条第1項の規則で定める額)

第9条 条例第15条第1項の規則で定める額は、1,500円とする。

(年間使用料の月割計算等)

第10条 条例第15条第2項の規定による月割りによる計算(以下「月割計算」という。)は、同条第1項及び次項第1号に該当する場合における同項の規定により年間使用料の額を算定したうえで行うものとする。

2 条例第15条第3項において準用する条例第14条第5項の規則で定める年間使用料の額の端数計算は、次に掲げる場合において、その端数を切り捨てることにより行うものとする。

(1) 条例第15条第1項の規定により年間使用料の額を算定する場合において、その額に1円未満の端数があるとき。

(2) 月割計算によるその年度分の年間使用料の額に1円未満の端数があるとき。

(条例第15条第4項の規則で定める日)

第11条 条例第15条第4項の規則で定める日は、5月末日(その年の4月1日から5月末日の前日までに許可使用者が第21条第1項の規定により使用墓地の返還の届出を行い、又は条例第22条第1項の規定による墓地の明渡しの請求を受けた者(以下「明渡し義務者」という。)が第21条第2項の規定により明渡しの届出を行った場合にあっては、これらの届出を行った日(これらの日により難しい場合にあっては、市長が指定する日))とする。

(許可使用者の遵守義務)

第12条 許可使用者は、使用墓地の区画の区域を明らかにしておかなければならない。

2 許可使用者は、常に使用墓地の清掃を行い、碑石等に破損又は異状が生じたときは、速やかに修復しなければならない。

(碑石等の設置の基準)

第13条 条例第16条第4項の規則で定める碑石等の設置の基準は、次のとおりとする。

(1) 前面通路面(使用許可を受けた墓地の区画の前面に接する通路又は空地の面をいう。以下同じ。)からの盛土の高さは、別表第2の左欄に掲げる墓地の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる数値とすること。

(2) 背割線(使用許可を受けた墓地の区画の後方の辺の線をいう。以下同じ。)と台石背部との距離は、別表第2の左欄に掲げる墓地の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる数値以上とすること。

(3) 碑石等の高さは、前面通路面から3メートル以下とすること。ただし、既設の碑石等を移転して使用する場合又は条例第26条第1項の規定により名誉地域を指定して記念碑等を建設する場合は、この限りでない。

(使用権の承継の申請)

第14条 条例第18条第1項の規定により墓地の使用権を承継しようとする者は、使用権承継許可申請書に使用許可証等及び承継原因を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(埋蔵の届出)

第15条 許可使用者は、条例第19条第1号に該当するときは、遺骨等埋蔵届に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 許可使用者は、前項の規定による届出の際、使用許可証等を市長に提示し、埋蔵事項の記載を受けなければならない。

(本籍等の変更の届出)

第16条 許可使用者は、条例第19条第2号に該当する場合は、許可使用者本籍等変更届に

その事実を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(返還予定の届出)

第17条 許可使用者は、条例第19条第3号に該当するときは、使用墓地返還予定届に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(条例第19条第4号の規則で定める場合)

第18条 条例第19条第4号の規則で定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 使用墓地を発掘しようとするとき。
- (2) 使用墓地において碑石等の建設、撤去その他の工事をしようとするとき。
- (3) 前号の工事が完了したとき。

(発掘等の届出)

第19条 許可使用者は、前条第1号に該当するときは、使用墓地発掘届を市長に提出しなければならない。

2 許可使用者は、改葬を理由に使用墓地を発掘しようとするときは、前項の規定による届出の際、使用許可証等を市長に提示し、埋蔵事項のうちその発掘される埋蔵物に係るものの抹消の記載を受けなければならない。

3 許可使用者は、前条第2号に該当するときは、工事着工届に工事の計画書その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

4 許可使用者は、前条第3号に該当するときは、工事完了届に市長が必要と認める図書を添えて市長に提出しなければならない。

5 許可使用者は、前条第1号又は第2号に該当するときは、市長の指示に従わなければならない。

(使用許可証等の紛失等の届出等)

第20条 許可使用者は、条例第20条第1項の規定により使用許可書等の再交付又は書換えを受けようとするときは、使用許可書等紛失等届兼再交付等申請書を市長に提出しなければならない。

2 使用許可証等を紛失し、その再交付を受けた許可使用者は、紛失した使用許可証等を発見したときは、直ちに当該使用許可証等を返還しなければならない。

(使用墓地の返還の届出等)

第21条 許可使用者は、条例第21条第1項の規定により使用墓地を返還するときは、墓地返還届に市長が必要と認める図書を添えて市長に提出しなければならない。

2 明渡し義務者は、条例第22条第3項の規定により墓地を明け渡すときは、墓地明渡届に市長が必要と認める図書を添えて市長に提出しなければならない。

(当初使用料の還付)

第22条 既納の当初使用料について条例第25条第2項ただし書の規則で定める特別の理由は、次のとおりとする。

- (1) 使用予定者が墓地の使用を辞退する旨を市長に申し出たとき。
- (2) 許可使用者が、使用許可を受けた墓地の区画において条例第12条第4項に規定する期限が経過するまで、同項に規定する行為に着手せずに、条例第21条第1項の規定により当該墓地を返還したとき。
- (3) 条例第23条第4項の規定に基づき、許可使用者が使用墓地を返還したとき。
- (4) 天災地変その他避けることのできない理由により使用許可に係る墓地を使用することができなくなったとき。

2 当初使用料の還付額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 前項第1号又は第3号に該当するとき 既納の当初使用料の全額
- (2) 前項第2号に該当するとき 既納の当初使用料の2分の1に相当する額
- (3) 前項第4号に該当するとき その都度市長が定める額

3 使用予定者又は許可使用者は、当初使用料の還付を受けようとするときは、当初使用料還付請求書を市長に提出しなければならない。

(年間使用料の還付)

第23条 既納の年間使用料について条例第25条第2項ただし書の規則で定める特別の理由は、次のとおりとする。

(1) 許可使用者又は明渡し義務者が、その年度の末日まで墓地を使用するものとして当該年度分の年間使用料の全額を納付した後、当該年度の2月末日までに第21条第1項の規定による返還の届出(明渡し義務者にあつては、同条第2項の規定による明渡しの届出)をしたとき。

(2) 前条第1項第4号に掲げる理由

2 年間使用料の還付額は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 前項第1号に該当するとき 同号の納付された年間使用料の額から、同号の返還又は明渡しにより条例第15条第1項及び第2項並びに同条第3項において準用する条例第14条第5項の規定により算定された額を減じて得た額

(2) 前項第2号に該当するとき その都度市長が定める額

3 前条第3項の規定は、許可使用者又は明渡し義務者が年間使用料の還付を受けようとする場合について準用する。

(指定申請の方法)

第24条 市長は、条例第28条の規定により墓園の管理を行わせるため、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を公告するものとする。

(1) 管理を行わせようとする施設の名称及び所在地

(2) 指定管理者が行う業務の範囲

(3) 指定管理者の指定の予定期間

(4) 条例第29条の規定による指定の申請(以下「指定申請」という。)の方法

(5) その他市長が必要と認める事項

(指定申請の方法)

第25条 指定申請は、市長が別に定める受付期間内に行わなければならない。

2 条例第29条の規則で定める書類は、次のとおりとする。

(1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)

(2) 役員(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)の名簿及び履歴書

(3) 法人等が指定申請を行う日の属する事業年度(以下「申請年度」という。)における当該法人等の事業計画書及び収支予算書(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)

(4) 法人等(申請年度に設立された法人等を除く。)の申請年度の前事業年度における事業報告書、損益計算書又は収支計算書及び貸借対照表(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)

(5) 申請年度における財産目録

(6) 組織及び運営に関する事項を記載した書類

(7) その他市長が必要と認める書類

(指定管理者の指定等の通知)

第26条 市長は、指定管理者を指定したときは、その旨を指定管理者指定通知書によりその指定された法人等に通知するものとする。

2 市長は、指定申請を行った法人等を指定管理者に指定しなかったときは、その旨を指定管理者不指定通知書によりその指定されなかった法人等に通知するものとする。

(協定の締結)

第27条 指定管理者は、墓園の管理に関し、次の各号に掲げる事項について、市長と協定を締結するものとする。

(1) 条例第32条各号に掲げる業務に関すること。

(2) 尼崎市情報公開条例(平成16年尼崎市条例第47号)の運用に関すること。

(3) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の運用に関すること。

(4) 指定管理者が行う業務に要する費用及びその支払方法に関すること。

(5) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第7項に規定する事業報告書の作成及

び提出に関すること。

(6) 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消し及び管理の業務の全部又は一部の停止に関すること。

(7) その他市長が必要と認める事項

(施行の細目)

第28条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、主管局長が定める。

付 則

この規則は、平成22年11月1日から施行する。

付 則(平成24年7月6日規則第65号)

(施行期日)

1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に従前の様式により作成されている帳票については、当分の間、適宜修正のうえ使用することができる。

別表第1

	区分	増加額	摘要
位置	角地	基本額の100分の10に相当する額	三地の増加額は、基本額の100分の8に相当する額とし、以下位置順位に従い、その割合から100分の1ずつ減じて算定する。
	次地	基本額の100分の9に相当する額	
方向	南向き	基本額の100分の10に相当する額	1 方向角度が0度を超え、45度未満の場合は、最も近い方位の増加率(北向きにあつては、0。以下同じ。)で算定する。 2 方向角度が45度の場合は、その区画方向線を挟む最も近い2つの方位への方向の増加率でそれぞれ算定した額の合計を2で除して算定する。
	東向き	基本額の100分の8に相当する額	
	西向き	基本額の100分の6に相当する額	

備考

- 「角地」とは、区画の辺のうち連結する2以上のものが通路又は空地に接している区画(市長が別に定めるものを除く。)をいう。
- 「次地」とは、角地に隣接する区画(角地及び市長が別に定めるものを除く。)をいう。
- 「基本額」とは、条例第14条第2項の規定により算定された額をいう。
- 「三地」とは、次地に隣接する区画(角地及び次地を除く。)をいう。
- 「位置順位」とは、それぞれの角地から数えた順位のうち最も若いものをいう。
- 「方向角度」とは、区画方向線と当該区画方向線に最も近い方位の線との角度であつて、0度以上45度以下のものをいう。
- 「方位」とは、東、西、南又は北のいずれかをいう。
- 「増加率」とは、方向の項増加額の欄に定める割合をいう。
- 「区画方向線」とは、墓地の区画の中心から当該区画の正面の辺の線を垂直に交差する線をいう。

別表第2

墓地	前面通路面からの盛土の高さ	背割線と台石背部との距離の最低限度
区画の面積が1.5平方メートル以下のもの	20センチメートル	15センチメートル
区画の面積が1.5平方メートルを超え6平方メートル以下のもの	30センチメートル	15センチメートル

区画の面積が6平方メートルを超え10平方メートル以下のもの	30センチメートル	50センチメートル
区画の面積が10平方メートルを超えるもの	40センチメートル	50センチメートル